

# 「千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

## 1 趣旨

「千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画」（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく計画であり、平成 26 年 1 月に策定されたものです。新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、平時の準備や感染症発生時の対策について定めています。

この度、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和 6 年 7 月に国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（政府行動計画）を改定しました。政府行動計画の改定を受け、令和 7 年 3 月に千葉県が「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（県行動計画）を改定し、市町村行動計画についても令和 8 年 7 月までに改定することとなっています。

本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、次の感染症危機に備えるため、令和 7 年度末を目途に市行動計画を改定することとしています。

## 2 主な改定内容

### （1）平時における対策の充実

研修及び訓練の定期的な実施、人材育成、関係機関との連携体制の構築等

### （2）対策項目の拡充と横断的視点の設定

ア 対策項目を 6 項目から 13 項目に増加（下線部が追加）

| 現行                | 改定案                           |
|-------------------|-------------------------------|
| ①実施体制             | ①実施体制                         |
| ②サーベイランス・情報収集     | ②情報収集・ <u>分析</u>              |
|                   | ③サーベイランス                      |
| ③情報提供・共有          | ④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> |
|                   | ⑤水際対策                         |
| ④予防・まん延防止         | ⑥まん延防止                        |
|                   | ⑦ <u>ワクチン</u>                 |
| ⑤医療               | ⑧医療                           |
|                   | ⑨治療薬・ <u>治療法</u>              |
|                   | ⑩ <u>検査</u>                   |
|                   | ⑪ <u>保健</u>                   |
|                   | ⑫ <u>物資</u>                   |
| ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保 | ⑬市民生活及び市民経済の安定の確保             |

イ 対策項目に共通して考慮すべき事項として 4 つの横断的視点（人材育成、国及び県との連携、DX の推進、研究開発への支援）を設定

ウ 全体を、準備期、初動期、対応期に分け、時期ごとに行う対策を整理

### （3）幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

ア 新たな呼吸器感染症等も念頭に、感染拡大の繰り返しや対策の長期化を想定

イ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

### （4）DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

感染症サーベイランスシステム等の活用、予防接種事務のデジタル化等の推進

### （5）実効性確保のための取組の強化

実践的な訓練の実施、対応マニュアルの整備・見直し